（總會省認可）　（本號六面）　明治廿三年九月八日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價
特事新報へ一年三百六十五日一日も休刊セス其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ送料ヲ申受タ

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

官民大懇親會を開く可し

政府が國會に對するの方略は先づ其部内の主義を一定し外に對して大臣政略を執る可しとは兼て我輩の宿論にして屢ば紙上に論述したる所なれども國會の開設は既に三箇月の後に迫りたる今日に至り政府は唯頻りに諸種の法律を發し議場言論の整理に注意するもの〻如くにして未だ大に斷ずる所あるを聞かず又一方に民間の政治社會は如何ある有樣ありやと云ふに昨今甚上に進歩黨合同の談ありて其說を聞くに苟も主義を進歩に執るものは從來の歷史と感情の如何を問はず悉く合同して一大政黨を組成し目指す敵に向ふ可しと云ふに在るが如し而して其目指す敵とは何者なりと問ふに議場に於て政府と相對するを云ふもの〻如し又目下計畫中ある獨立黨の目的は如何と云ふに其聲言する所にては政黨外の者を團結して別に爲す所あらんとするもの〻如くなれども人を集るに今の政府に緣故ありと稱せらる〻者を嫌ふの迹あるを見れば是れも亦多少政府に反對の意味あるが如し左れば今の民間の政治社會を見渡したる處にて他日國會の議場に於て政府の味方を爲す可しと思はる〻ものは甚だ少おく一般の氣風は政府と反對の方向に在るものと云ふも可あり而して近時政社法の嚴行に次で會計法律則の發布の如きは幾分か民間政黨の感情を損したるに相違なければ若しも此有樣にして次第に押進み倉々國會開場の曉に議場に於て卒然相見るに至らば其間の關係は如何ある可きや一方は議場の言論の奔逸あらんみとを杞憂して頻りに之を撿束せんと欲し一方は一種の感情を帶びて政府の處置とあれば一も二もなく只管ふれに反對せんとするみともあらば世人が待に待たる第一期の國會も案外に妙ならずして其結果は國家安寧の前途に容易ならざる影響を及ぼすにも至る可し今より其成行を默考するときは實に氣遣はしと云はざるを得ず然らば即ち今の時に當り速當り此第一期の國會をして無餘に經過せしひるの方策は如何と云ふに我輩の所見を以てすれば先づ在朝在野の政治家の間に大に私交の道を開くに在る可しと信ずるなり蓋し愛々互に相反する思想を抱きたるものが卒然側式張りたる議場に相對して言論を闘はすときは其所會自から感情に落ちて生角を生じ或は終てより雙方の間に釀したる一種の感情も端おく破裂す可きが故に今より之を避るの工風大切なればなり抑も官と云ふ民と云ふも均しく是れ日本國民にして國家を思ふの情に於ては相違ある可らず唯其身の地位の異なるより政治上の所見を殊にし年來の行掛りにて今日の有樣となる迄の事なれば若しも互に打解けて其心事を語るに及べば一夕の懇談に互に大に悟る所のものある可し彼の自由派の各黨と改進黨の如きは政治上に於ける主義目的の格別相異する所なきにも拘らず年來互に呉越の恩を爲して其間の關係は仇敵も宿なりしに時節到來すれば云ひながら今回の合同談に忽ち打解けて年來の感情を捨て共に之を一夢に付し去りたるは何ぞや雨滴確執の素因は政治上所見の異同よりして忽に私の情を害するに至りしものあれば一旦の機に會し雙方互に少しく相讓るときは宿怨を忘る〻みと雖からざるの明證あり今の官民の間柄も之と同樣にして其分離の發端は共に政治上の所見に在るみとなれば之を和らぐるみと決して難きにあらず例へば民間の政黨員が政務の調査に從事して政府には云々の不都合ありと認めたる者が一旦その當局者に面會して親しく事情を聞けば強ち不都合のみあらざるを發見する事もあらん又民間の政論家と云へば一概に過激粗暴、事を好む輩のみとして之を擯斥したる政府當局の人々も近く其政論家の風采に接して細かに其所論を聞けば案外に穩當の人物にして才能の尋常ならざるに感服する事もあらん何れにしても官民私交の道を開きて其間の緩和融暢を謀るは目下の急なれば其當局者が銘々みの邊に注意す可きは勿論あれども先づ其手始めとして今の内閣の諸大臣及び民間撰出議員中の重立たる者が發起となり昨今各議員に出京者の多きを幸ひ一大懇親會を催ほして茲に官民私交の端を開くなどは最も妙おらんか左ればとて人各々主義所見おきにあらず己れを曲て人に從ひ强て事の圓滑を謀るが如きは我輩の固より感服せざる所にして殊に當今たる一國の政務を議する國會の議事に此事あるは最も望まざる所なれども唯區々たる感情と行違ひより生ずる所の猜忌の念を消し國家の安寧の爲めに初度の國會の本領を全うせしひるは今日に當りて官民間の緩和融暢を謀るに在る可しと信じ敢て此事を在朝在野官民の政治當局者に勸告する者なり

誤字　一昨日の本欄第三行中二萬とあるは三萬の誤植

雜報

○村民騷動の誤報　去る一日の本欄に掲げたる報道に就き左の如く申來りたれば玆に掲げて前報とを是正す
其社に於て發行する時事新報本月一日發兌第二千七百六十四號雜報欄内に村民鐵道線路を破壞せんとする事項中警察官及び鐵員書記官の說諭に服せず逐に村民と巡査との間に騷動を惹起し巡査の說諭に負傷云々と掲載ありし處右事件に付ては警察官の說諭に服し直に解散せしものにて巡査に於て負傷せしと更に無之事實相違に依條速に取消有之度此段申入候也
明治廿三年九月五日　茨城縣警察本部
東京時事新報社御中

○正誤　昨日の本紙雜報欄内に電田兵士地給與規則と題し同則の要項を掲記したる中五反と六反六畝二歩とあるは十六町六反六畝二歩、二町一町六反六畝二歩とあるは二十一町六反六畝二歩の何れも誤りに就き玆に是正す

○大坂取引所の改良案　去る明治二十年五月を以て發布したる新取引所條例實施の期は明年六月にして最早間近に差迫りたるに付大坂株式取引所頭取織野小右衛門氏は一篇の意見書并に改良案を携へ此程上京して東京株式取引所員等と種々打合せを成し居るよし既に記載したる處なるが大坂株式取引所の意見も無論新條例取消しにあれども從來の組織にも多少改良を加へざるべからずと云ふにありて其改良案の要旨は左の如くあるよし

第一　現立大坂株式所は資本金十萬圓にして責任は保證有限資本金高の倍額乃ち二十萬圓迄を株主に負擔すべきを更に資本金二十五萬圓として責任は保證有限資本金高の倍額乃ち五十萬圓迄を株主に負擔する事と改正するを要す蓋し此改正を要する所以は中心擔保は此商業根軸となり因て賣買取引を鞏固に迅速に圓滑ならしむる効用あるものなれば此擔保の基礎を一層重且大にすれば隨て倍々安固に營業の發達を觀るに至んで資本株數增加すれば利益配當の割合も減少して（現今二割半の配當を假定すれば改正の配當一割の比例となる）世人をして單に利益配當を過當なりと思はしむる事も無きに至らん乎（必竟此株金は頗る危險の働を爲し居るのみあらず二倍の責任をも負擔するなれば他の尋常有限責任の銀行諸會社等とは固より同觀す可らず必ずや幾分か多額の配當を受けざるを得ざるは當然の事なるべし）惟ふに現立株式所の組織を解廢して新取引所を起さんとする當初の素因を綿密に探究したらんには或は新會組織の利害得失よりも寧ろ現立株式所の配當利益が尋常諸會社よりも幾分か多かりし事の感情に胚胎して其結果新取引所を產出したるものの〻如き形跡なきに非ず是を以て觀るも此資本金增額は必要の事と思考せり

第二　現立株式所に徵收する手數料は其額を定め政府の認許を得るを要するものなれば株主漫りに增徵するを得ざるは勿論ありと雖も然れども現行手數料額を政府より命令して減少せしひるみとは亦或は穩當あらざる處あり故に此際株式所の株主は社會に對する義務として現在の徵收額の幾分を減少するを要す蓋し之を減少する所以は此減率に因て一層營業の發達進暢を計らんと欲すればなり

第三　現立株式所に徵收する手數料の稱呼を更に擔保料と改正するを要す此名稱を改正する所以は手數料の稱呼は明治十五年以前未擔保の責任を所に負はざりし時單に賣買取引を整理せし世話料乃ち手數料の稱呼を今日因襲せしものあり然れども今や所に擔保の責任あり其報酬として徵收するものあれば之を擔保料と改正せざれば名實相稱はざる處あり蓋し今日と雖も所に賣買取引を整理する手數は從前に異あらざるも必竟此整理手數は擔保の義務に附帶するものに外あらざるを以て全く手數料の稱呼は其實に適せざるものと思考せり

第四　現立株式所の仲買人員を六十名と定めあるを更に百名と改正せん事を要す此增員を要する所以は一方に所の資本金を增額して擔保の基礎を重且大にするの釣合と一は事實の許す限り仲買營業の區域を擴め小數專有の弊おからん事を期せんと思考せり

第五　現立株式所に仲買たらんとするものは所の株主に非ざるも不動產を所有するものは入社せしむるの定規なるを更に仲買たらんとするものは所の株主に限るみと〻改正するを要す此改正を要する所以は現組織の共同體にして株主と仲買とは一層密着の關係おかるべからざる事由あればあり然れども亦た仲買をして必ず義株を所有すべしと固定する時は定限ある仲買をして所の株式を專有せしめ他に賣買讓與を許さゞるみと〻なり所謂專有の弊を生ずるの懼れあるを以て單に仲買は株主に限るみと〻改正して可なりと思考せり

第六　現立株式所の賣買取引は現場と定期の二樣ある

を更に現物入札賣買の一目賣買を必要とする所以は現場合の商權を競ひて其取引機如何に拘はらず汎く公表せしめ然る後に入札法を以て方法を所の仲買人に於て取買入等に一層の便益を也上考せり

第七　現立株式所の賣買立間違を生ずる時は仲買中に於て各々の證言に由り是非を決する區々にして是非を決するに依賴して仲裁に附する場合すしも之を仲裁すべき義務あれば親切上より仲裁する事もあれば場合に由り仲買委員なきものとす故に若し間違る場合には曲直折半の判定其方法不完全なるを以て之委員は必ず一定の時間に仲構成法を簡易に定むるみと第八　現立株式所の營業年を更に一期二十箇年と改正するを希望する所以は從來の業者の恒心を薄からしめ德義を失ふ所あるを推知するなり然れども最短期限に拘束あるを推知するなり然れども最短期限に拘束あるを以て希くば我當業者に安に改正せんみとを希望する

○新潟縣の作柄　去る八日の話を聞くに同縣下は一般の二十三日は只だ兩日共僅か劇しからず雨は今少し多かれば本年は近來稀なる豐作は例年の二倍位に繁殖したる度に收穫すると云ひ合へり見込みも悲からず旁以て豐に盛なる祭禮芝居等を催ほす

○稻作の景況　なりとて山形は早晩共に稻作は早稻は既に刈取の着手し日の厄日を無事に經過したさへ酵粒に經過すれば本年作の方なるべし今早稻收穫八九俵の出來にて昨今の相至三圓十錢位なりと

○穗に穗がさいさ　今年も少からざれども概して豐作日も大方は無難に過ぎし為て相觀するもの多きよりなは山形市近傍の稻は平年より從て其穗も亦長きより是れ出度き豐年の兆なりと腹鼓滿原郡の堀切村と稱する所上出來にて穗の長さ一尺八六十八粒に及びたるものさ收穫を得るみとならんと農